

第７章

身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

1　歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力

【施策番号75】（再掲）

P27【施策番号29】参照

2　「身元確認照会システム」の適正かつ効果的な運用

【施策番号76】（再掲）

P39【施策番号35】参照

3　身元確認のために必要なDNA型鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備等

【施策番号77】（再掲）

P41【施策番号36】参照

4　歯科診療情報を身元確認において活用するための大規模データベースの構築に向けた検討等

【施策番号78】

厚生労働省においては、歯科情報による身元確認の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様（歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。）の作成を開始し、令和３年３月に厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用した。令和３年度は、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向け、歯科情報の利活用推進事業において、レセプトデータから作成した標準コード仕様による個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理した。

令和４年度以降は、歯科医療機関に対して、現状のレセプト提出方法やデジタルレントゲン装置の導入状況等についてのアンケート調査を実施するとともに有識者ヒアリングを行い、身元確認データベースの構築・運用に向けた課題の抽出及び整理を行っている。

令和７年度は、先行している電子カルテ情報の標準化等の医療DXの取組を踏まえ、歯科医療機関間や歯科・医科の医療機関間において共有すべき情報等について検討を行った。

引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。

資 7-4　**歯科情報の標準化及び歯科情報の利活用の推進等に関する事業概要**

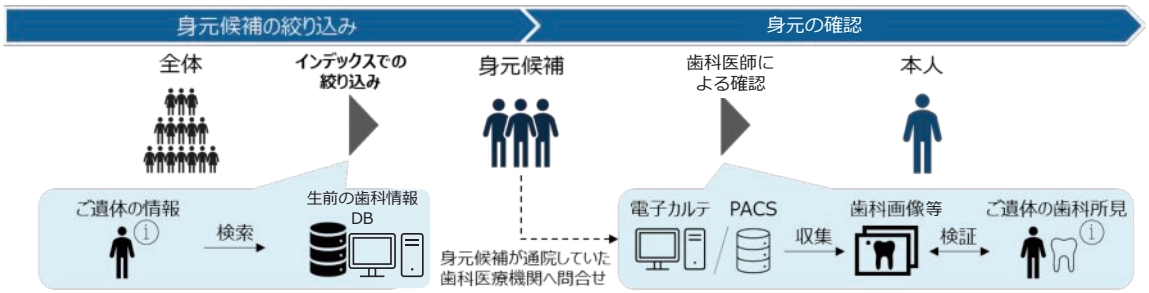
歯科情報の標準化及び歯科情報の利活用の推進等に関する事業概要

○　標準形式で保存された歯科情報（生前）のデータベース構築により、データベースの情報と身元不明遺体のデンタルチャート（死後情報）の突合が可能となり、大規模災害等において効率的な身元確認につながることが期待される。

○　レントゲン等の画像情報については、デンタルチャートで候補者を絞り込んだ上で、歯科医療機関から画像情報を収集し、歯科医師が確認することで、身元の確定につなげることが可能である。

○　一方で、生前の歯科情報データベース構築には、歯科医療機関からの歯科情報の収集方法、コストも含めた維持管理等の課題がある。

<イメージ>



出典：令和６年度　「歯科情報のデータベース構築に係る検証事業」報告書　一部改変

- 歯科情報を踏まえた身元確認の方法については、引き続き調査検討事業を通じて検討を進めていく。
- なお、現在、政府では全国で傷病名等の医療情報を共有する仕組みとして、「電子カルテ情報共有サービス」の構築を進めており、歯科・医科の医療機関間等での連携を図る観点から、今後、歯科医療に関する情報の登録についても検討することとしている。

出典：厚生労働省資料による

5　身元不明死体に係る必要なDNA型鑑定、歯牙の調査等を確実に実施するための海上保安庁と都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の構築及び強化

【施策番号 79】（再掲）

P44【施策番号 41】参照